

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(財務課) 第 26 条 経営部財務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(17) (略) (新設)</p> <p><u>(18)</u> (略) <u>(19)</u> (略)</p> <p>(府中地区事務部) 第 32 条 (略) 2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略) (6) 農学部附属施設に関すること。(府中地区の他の室の所掌に属する事務を除く。) (7)・(8) (略) 3 府中地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p><u>(5) 動物の診療事務に関すること。</u> <u>(6) 診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(財務課) 第 26 条 経営部財務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(17) (略) <u>(18) 小金井動物救急医療センター(他の課等の所掌に属する事務を除く。)</u>に関すること。 <u>(19)</u> (略) <u>(20)</u> (略)</p> <p>(府中地区事務部) 第 32 条 (略) 2 府中地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略) (6) 農学部附属施設<u>の総務</u>に関すること。(府中地区の他の室の所掌に属する事務を除く。) (7)・(8) (略) 3 府中地区事務部会計室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 農学部附属施設の会計に関すること。(府中地区の他の室の所掌に属する事務を除く。)</u> <u>(6) 府中地区に係る動物の診療事務に関すること。</u> <u>(7) 府中地区に係る診療料金の収納及び現金の出納保管に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>小金井動物救急医療センターの改組に伴う改正</p>

附 則 (令和5年11月1日規程第36号)
この規程は、令和5年11月1日から施行する。